

(公印省略)

学字第448-10号

令和2年5月7日

各市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置（第3弾）
に伴う放課後児童クラブの対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

今般、全国の緊急事態宣言が延長されたことを受け、本県でも緊急事態措置の期間を5月31日まで延長することとし、引き続き、県民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各要請を行いました。

各市町村におかれましては、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

記

1. 放課後児童クラブに通う子どもの保護者に対し、仕事を休んで家にいることが可能な場合は、利用を控えていただくよう要請してください。
2. 家に一人であることができない年齢の子どもを持つ医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等、真に利用が必要な人のために、引き続き適切な感染防止対策を講じたうえで、施設の開所に努めてください。
3. 引き続き教育委員会と連携した学校施設の活用や人的体制の確保に努めてください。
特に、管内において学校の臨時休業による分散登校が実施される場合には、放課後児童クラブ、教育委員会、学校と十分に連携し、地域全体としての子どもの居場所づくりに配慮してください。
4. 新型コロナウイルス感染症にかかる対応において、一部医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているため、利用者に対する偏見や差別が生じないよう配慮してください。

担当：子育て支援係

電話：027-226-2622